

(一財) 岐阜県バスケットボール協会U15部会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、(一財)岐阜県バスケットボール協会U15部会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 本会は、事務局を「本会の指定する場所」に置く。

第2章 目 的

第3条 本会は、(一財)岐阜県バスケットボール協会の規約に則り、岐阜県の中学生年代におけるバスケットボール競技の普及と発展に寄与するとともに、本会の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) (一財)岐阜県バスケットボール協会が主催する大会の運営
- (2) 各種講習会の開催
- (3) その他、本会の目的達成のための事業の実施

第4章 組 織

第5条 本会は、(公財)日本バスケットボール協会に登録し、(一財)岐阜県バスケットボール協会のU-15カテゴリーに所属するチームをもって組織する。

第6条 本会は、次の6地区で構成する。

岐阜地区、西濃地区、美濃地区、可茂地区、東濃地区、飛騨地区

第5章 役 員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 2名

第8条 運営委員は、各地区から推薦を受けた者及び（一財）岐阜県バスケットボール協会により推薦された者とする。

第9条 部会長、副部会長及び監事は、運営部会において選任し、総会において承認する。

第10条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 部会長は、本会のすべての業務を総理する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- (3) 運営委員は、本会の事業を分掌する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その補充をする。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第12条 本会の会議は、総会、運営部会とする。

2 総会は、本会に所属するチームの代表者1名及び役員で構成する。

3 運営部会は、役員をもって構成する。

第13条 総会は、定期と臨時とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて部会長が招集し開催する。

2 総会は、次の事項を決定又は承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 役員の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

第14条 運営部会は、必要に応じて部会長が招集し開催する。

2 運営部会は、本会を運営し、第4条の事業を執行する。

第15条 会議の議長は、部会長がこれにあたる。

第16条 総会は、所属チームの過半数をもって開催し、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

第17条 運営委員が運営部会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる役員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の運営部会の決議があったものとみなす。

第18条 運営委員が運営部に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を運営部に報告することを要しない。

第19条 本会は、運営部の議決及び総会の承認を経て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、運営部の承認により第4条に定める事項を計画、調査、研究、処理する。

3 専門委員会に関する規定は、運営部の議決及び総会の承認を得なければならない。

第7章 会計

第20条 本会の経費は、補助金、参加料、賛助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 補則

第22条 この規約の施行に関し、必要な事項は部会長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(一財) 岐阜県バスケットボール協会U15部会 内規 (案)

1 本会の事業を遂行するため、次の専門部会を設置する。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------|
| (1) 総務委員会 | (2) 競技委員会 | (3) TO委員会 |
| (4) 報道委員会 | (5) 審判委員会 | (6) マンツーマン推進委員会 |

2 専門委員会に委員長を置く。

3 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し開催する。

4 専門委員会の決定事項は、運営部の承認を得なければならない。

5 専門委員会の必要経費は、本会が負担する。

6 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。